



日本弁理士クラブ幹事長挨拶

平成30年度日本弁理士クラブ幹事長 真田 有

1. はじめに

本年度、日本弁理士クラブ幹事長を拝命いたしました真田 有です。

平成29年度からの二年間、日本弁理士クラブ推薦の渡邊敬介会員が、日本弁理士会会長として、日本弁理士会を牽引することになっております。推薦母体である私共日本弁理士クラブとしても、日本弁理士会で進める会務活動を積極的にバックアップすることが本年度の活動の重要な柱の一つとなっております。

2. 日本弁理士クラブの活動

日本弁理士クラブ（日弁）は、これまで日本弁理士会の活動に対して多くの政策提言を行ってまいりました。また、これからも積極的な政策提言を行っていくことが日弁の重要な責務であると考えます。そして、その責務を果たすには、現在から将来に亘り、知的財産制度や弁理士制度をどのように発展させるかという、明確なビジョンが必要です。我々が担っている知的財産制度は、経済・産業の発展の原動力となる人類の知的創造活動を保護する制度であるため、当然、産業構造が時代とともに変化すれば、制度自体も自ずと変貌していく宿命を背負っています。将来を見据え、どのような知的財産制度が必要であり、その中で、弁理士はどのような役割を担っていくべきかを検討することが重要であると思います。

日弁の例年の事業として、平成31年度日本弁理士会役員定時選挙で日弁の候補者の選挙活動の実行があり、本年は、会長選挙、副会長選挙、常議員選挙、監事選挙の公示がなされ、日弁としても選対を立ち

上げて選挙戦に臨みました。

本年度は日弁から2名の会長候補者が立候補したため、本年5月までは、日弁からの会長候補者を1名に絞ることを行ない、本年5月に1名に絞った会長候補者を推薦し、その後は本年7月までに副会長候補、常議員候補、監事候補を推薦しました。各関係会派のご協力のもと、更には会長候補擁立会派である春秋会のご努力により、結果として、立候補者が定員をこえないこととなったため、実際の選挙戦に突入とはならず、立候補者の全員当選が確定しております。関係者のご協力、ご努力にあらためて御礼申し上げます。全役員のご推薦を行なったあとに、正副会長候補予定者との意見交換会を実施し、その後11月28日に役員選挙当選祝賀会を実施する予定です。

このほか、日弁では6月に日弁旅行会、ゴルフ大会を行ない、今後、リレーマラソン大会、ボウリング大会、テニス大会の開催を予定しており、会員間の交流を図っております。

日弁は、P A会、春秋会、南甲弁理士クラブ、無名会、稲門弁理士クラブの5つの会派の連合体で、会員数が最も多い弁理士団体であり、各会派に参加すると自動的に日弁の会員となります。近年、弁理士の数が増加傾向にありますが、会派への参加率は年々減少しているようです。しかし、円滑な日本弁理士会の運営、知的財産制度、弁理士制度の発展は、会派による日頃の地道な活動によって支えられています。今後、我々日弁は、日弁会員の先生方、更には、無会派の先生方にとっても日本弁理士会の会務活動に参加しやすい環境づくりをするための活動を行っていきたいと思います。

ご挨拶

幹事長として、少しでも弁理士と日本弁理士会、ひいては日弁のためになる運営を行いたいと思っておりますので、会員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

お届けするこの会誌「日弁」42号の他の記事で、各活動の詳細、幹事会の構成メンバーなどが紹介されておりますので是非ご覧ください。

以上



知財の輪の更なる拡大を目指して

日本弁理士会会長 渡邊 敬介

会長2年目の任期に入った本年度は、前年度の「広めよう、知財の輪」という標語の流れを受けた表題の標語の下で事業を展開しております。本年度の事業は、基本的には前年度の事業の継続ですが、1年目の経験から、必要な手直しや新たな工夫を加えながら進めております。そこで、主要な事業についての1年目の成果と2年目の目標などについてご紹介させていただきます。

(1) 知財広め隊

知財広め隊は、私が会長になってから始めた新規事業です。知財広め隊は、これまで知財にあまり関心がなかった中小企業を主な対象とし、知財の有用性を分かりやすく伝えるセミナーと、参加企業と地元の弁理士の交流会とをセットにしたイベントです。セミナーで知財の有用性を理解していただいても事業に反映されなければ意味がないので、地元の弁理士と顔なじみになっていただき、相談に行きやすい環境を作りたいとの思いから交流会をセットにしています。昨年度は北海道から沖縄まで全国55カ所で開催しました。

第1回は福島県郡山市で震災復興支援を兼ねて行いました。吉野復興大臣にもご出席いただき、目標の200人をはるかに超える250人以上にご参加いただくことができました。この郡山での知財広め隊がご縁となって、郡山市とは知財支援協定を締結させていただきました。また、福岡での知財広め隊の開催時に、九州大学副学長の安浦先生から、九州大学に「起業部」というクラブがあることをお聞きしたことがきっかけとなって、本年5月にこの「起業部」

の学生を対象として知財広め隊を開催することができました。「起業部」は卒業までに起業することを目標とするクラブで、知財も念頭に置いて起業して頂きたいと思っています。

知財広め隊は、中小企業の意識改革を図ったり中小企業との交流を深めたりすることだけに意義があるのではなく、その準備段階にも大きな意義があります。準備に際しては、地方自治体、各種機関・団体、企業などの地元の組織と連携して、セミナーの題材の選定、会場の設定、集客方法や広告方法などの選択をしていくこととなります。協力依頼や情報の収集のために連絡や訪問を繰り返しているうちに、これらの地元の組織とのつながりを作ることができ、この点にも大きな意義があります。

本年度も昨年度と同様に50カ所を目標に実施しています。特に金融機関にご協力いただくと集客状態が良くなる傾向があることから、金融機関との連携を広げながら実施を進めています。また、本年度は、特許庁が実施している「巡回特許庁」とコラボすることになり、「巡回特許庁」中の個別セッションの1つとして知財広め隊を開催しています。その第1回は7月9日に福井で開催される予定でしたが、残念ながら西日本の豪雨の影響で10月に延期となり、8月22日の佐賀での開催が第1回となりました。次年度以降の知財広め隊は、次期会長の意向にもよりますが、日本弁理士会全体としての実施は終了し、希望する支部があれば、現在培っている地元でのつながりを活用した支部単位での実施に移していく予定です。

(2) 弁理士知財キャラバン

弁理士知財キャラバンは、伊丹前会長が始めた事業で、トライアルを行った初年度を含めて本年度で4年度目になります。この事業は、コンサル業務、特に知財に関するコンサル業務を弁理士業務として定着させることを最終目標として進めております。

弁理士がコンサル業務を行うことについての対外的アピールと必要最小限の人材養成期間は終了したと考えています。これからは裾野を拡大して定着させるための期間であると考えています。

これまでに約160件のコンサルを実施してきました。これまで行ったコンサルの具体的内容は、研修の題材として最適なのですが、守秘義務が課されているため、その様な使い方ができません。また、コンサルの内容も、コンサル先の企業の要望に応じてまちまちであることから、これまでの事例を体系的なマニュアルとしてまとめにくくなっています。

そこで、今期は、弁理士知財キャラバンをリニューアルして、コンサルの成果を会員へ還元しやすくする計画を進めています。例えば、企業名が分からないようにするなどの工夫をした上で研修の題材として使用することを前提としたコンサル先を発掘することや、コンサルの内容を当方から提示するいくつかのコースから選択してもらうことでコンサル手法のマニュアルを作成しやすくすることなどを考えています。また、知財支援協定の締結先からの紹介企業にコンサルを実施することで、支援協定締結先への支援を充実させることも予定しています。

弁理士知財キャラバンについては、その成果を会員へ還元し、会員のコンサル業務への参入を促すことができればその継続意義が向上すると思っています。

(3) 広報戦略

昨年度、日本弁理士会の複数年度に跨る広報戦略を策定しました。アンケート調査によると「弁理士」という名前自体の認知度が他土業に比して低いことから、まずは「弁理士」という名前の認知度を上げ

ることから始めます。また、SNSなどによる情報発信力がある20代から30代をターゲットとして、高い二次波及効果が見込める首都圏で展開し、全世代及び全国への波及を目指します。展開手法は、認知度が低いターゲットでも関心度が高まる広報ビジュアル及びイベントを主軸とし、実施効果の測定がしやすく、計画・実行・評価・改善（PDCA）の効率化に適したWebを活用した手法をとります。予定の広報活動を行った後にアンケート調査による効果確認を行う予定です。

広報にはいろいろな考えがあると思います。ただ、これまで複数年に亘って一貫した戦略の広報を行ったことはありません。一度チャレンジしてみる価値はあると思っています。但し、上記効果確認によりある程度の効果が認められれば次年度も継続して実施することになりますが、思うような効果が認められない場合の実施は次期会長の判断になると思います。

(4) 支部名称の変更

3年以上前から、「日本弁理士会〇〇支部」（〇〇は地域名）という名称を「日本弁理士会〇〇会」に変更することについて検討してきました。理由は、末尾が「〇〇支部」となった現在の名称では、他の多くの土業の支部が市町村レベルの組織であることから、現実の組織の大きさや活動能力などについて過小評価を受けやすく、地域支援活動の意欲がそがれることにあります。支部名称変更の要望は、非公式でしたが東海支部から出され、これに近畿支部が続ぎ、その後九州支部も賛同するに至りました。また、この3支部以外の支部は、変更したい支部があるのであれば反対はしないという立場でした。

支部名称の変更について特許庁と意見交換をしましたが、当初は前例がない、連合体組織と誤認される恐れがある、立法事実がないなどの理由から同意が得られませんでした。前例として公認会計士協会の例を見つけて更に折衝を重ねましたが、やはり同意が得られず、具体的な立法事実を集めてから

出直すことにしていました。

ところが、昨年11月ごろだったと思います。特許庁から、今でも支部名称の変更を希望しているのであれば認めても良いとの連絡があり、急遽手続きを進めることとし、現在に至っております。特許庁の考え方の変化は、宗像長官のお考えによるところが大きいと聞いています。

来年4月1日の施行を目指して手続きを進めていま

す。一部疑問の声も聞こえてきますが、必要性を感じている支部での地域支援の意欲がそがれないようにすべく変更手続きを進めてまいります。

本年度は昨年度から行っている事業の総仕上げの年度となります。残る任期を精一杯務めてまいりますので、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

以上



会 務 報 告

日本弁理士会副会長 辻 田 幸 史

【はじめに】

昨年度の日本弁理士会役員選挙におきまして日本弁理士クラブからご推薦をいただいて当選し、今年度の副会長を務めさせていただきます辻田幸史です。日本弁理士クラブの先生方には日頃より会務運営にご支援ご協力をいただいておりますことにお礼を申し上げます。早いもので4月の執行役員会発足から半年が経ち、後半戦に突入しました。以下、私が担当しています主な付属機関、委員会、ワーキンググループ等の活動状況を報告させていただきます。

【研修所】

5月末に公布されました不正競争防止法等の一部を改正する法律を受け、全ての会員に受講していただく法改正対応研修の開催を開始させていただきました。日本弁理士クラブの先生方におかれましては早めの受講をよろしくお願い申し上げます。継続研修につきましては、座学研修やeラーニング研修における研修所主催の様々なコンテンツを取り揃えています他、大学等の外部機関との共催研修の開催や、外部機関による研修の継続研修認定を積極的に行い、必要単位数の履修を支援しています。また、英語によるプレゼンテーションやディスカッションの能力向上を目的としたグローバル人材育成研修を、昨年度に引き続き開催しました。受講に際しましては、昨年度に導入しました新研修システムが稼働し、研修申込機能等の点において会員に利便性の高い環境が整備されています。

【知的財産経営センター（副担当）】

弁理士知財キャラバンにつきまして、4年間の事業成果に基づいて仕組みの見直しを行っています。その一環として、これまでの支援企業への提案までの対応（全3回訪問）に留まらず、実行支援まで行う特定支援型キャラバン（全6回訪問）を試行しており、その成果還元を通じた会員のコンサル能力の向上のための方策等を検討しています。

【防災会議】

今年度は例年になく災害が多く、7月に西日本を襲いました豪雨と9月に発生しました北海道胆振東部地震について救済募金を行わせていただき、いずれにつきましても日本弁理士クラブの先生方をはじめとする多数の会員の皆さまにご協力をいただきました。この場を借りましてお礼を申し上げます。

【総合政策企画運営委員会】

「日本弁理士会、弁理士制度、知的財産制度、知的財産支援の総合的な中・長期計画の検討」等を職務権限とし、これまでに、諮問事項としての「支部の慶弔行為のあり方に関する検討及び提言」、審議委嘱事項としての「日本弁理士会災害補償規則（規第107号）の見直しの必要性の検討」、委嘱事項としての「委員会・附属機関その他の日本弁理士会の組織に選任された会員が、選任の日から起算して第2回目の定例会が開催されるまでに辞任届を提出した場合の委員歴（運営委員歴を含む）の取り扱いについての規則の検討」について、答申書並びに報告書を提出しました。現在、審議委嘱事項としての「日

本弁理士会が行う無料知的財産相談の有料化に関する検討」及び「各種パブコメに日本弁理士会として有益な対応をするための施策の検討」を行っており、今後は、諮問事項としての「知的財産推進計画2019策定における提言内容の検討」を行います。

【特許委員会】

審議委嘱事項としての「日本の特許制度の課題の検討と改善に向けた取組み」、「近時の審判決の動向の調査及び研究と、それを踏まえた実務上の留意点の検討」、「第4次産業革命関連技術の適切な保護に関する調査、研究及び提言」の他、各種の委嘱事項を、3つの部会で検討しています。また、例年通り、各種のパブリックコメントへの対応や、特許庁との意見交換会をはじめとする外部知財関連団体との連携や協力を推進しています。

【バイオ・ライフサイエンス委員会】

審議委嘱事項としての「バイオ関連・医薬発明の審査・運用等についての調査、研究及び提言」、「バイオ関連・医薬発明の特許性についての国際的な比較に基づく問題点の調査、研究及び提言」、「日本のバイオ・ライフサイエンス産業の国際的競争力の特許面からの調査、研究及び提言」等の他、各種の委嘱事項を、6つの部会で検討しています。また、外部への積極的発信を目的として、昨年度に引き続きBioJapan2018へのブース出展と出展者プレゼンテーションを行いました。外部知財関連団体との連携や協力も積極的に推進し、例年行っています。一般社団法人日本知的財産協会医薬・バイオテクノロジー委員会との交流会に加え、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）との意見交換会や、一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム（FIRM）のイベントへの講師派遣等を行っています。

【企業知財戦略検討委員会】

今年度より事務所弁理士も参加できる組織に変更

し、「企業知財戦略への貢献を通して使命条項を達成するための方策の検討」を職務権限として、企業弁理士と事務所弁理士が一緒になって企業知財に対する弁理士の在り方を検討しています。10月には、事務所弁理士および企業弁理士と、仕事上の相手方との信頼関係構築のための課題と対策について、事務所弁理士と企業弁理士の間での意見交換会を開催しました。

【外弁制度検討ワーキンググループ】

いわゆるB法人（混合法人）問題について、法務省、特許庁、日本弁護士連合会（日弁連）、日本弁理士会の4者間で「共同法人制度導入に当たっての確認事項」を交わしました。今後、法務省と日弁連における法人が行う業務の適正確保のための規定等の検討、特許庁における願書への法人の実質的担当弁理士の明示等の検討が進むこととなります。

【知財広め隊ワーキンググループ】

昨年度に引き続き、今年度も50ヶ所を超える開催を予定しています。上半期の目玉企画として、7月に島根県松江市において知財高裁の高部真規子所長と特許庁の今村玲英子審判部長を講師に招いて実施しました。来年2月には福島県郡山市において広め隊フィナーレを企画準備しています。また、今年度は巡回特許庁とコラボした開催（10ヶ所）も行っており、特許庁からコラボ開催について高い評価をいただいています。

【弁理士法改正対応研修カリキュラム等検討ワーキンググループ】

産業構造審議会知的財産分科会弁理士制度小委員会がとりまとめた報告書「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方について」に基づき、標準・データに係る研修を準備中です。この研修において、中小企業に気付きを与えるための基礎的知識の習得を目的とする研修（いわゆるG（General）弁研修）は、全ての会員に受講していただく

ご挨拶

研修であり、来年1月より開催予定です。任意で受講していただく、より専門性の高い研修（いわゆるS（Special）弁研修）につきましても、引き続き準備を進めてまいります。

【第4次産業革命対応ワーキンググループ】

産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会における不正競争防止に関するガイドライン素案策定ワーキンググループで検討されている素案に関し、検討を行っています。

【地域知財活性化本部（副担当）】

東日本大震災からの復興を目指す福島県の知財活動の支援を行っています。

【東北支部】

連携を密に行って東北地方における知財広め隊を開催しています。2年間の開催により、地元の弁理士と自治体や金融機関や中小企業等との交流が進み、知財活動がその地において根付くことを願っています。

【おわりに】

後半戦も、自分ができること、しなければならぬことをしっかり捉えて全力で取り組みます。日本弁理士クラブの先生方からのご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。



会 務 報 告

日本弁理士会副会長 蔵 田 昌 俊

昨年の日本弁理士会役員選挙で日本弁理士クラブからご推薦頂き、本年度副会長を務めさせて頂いております蔵田昌俊です。選挙に際し、日本弁理士クラブの皆様から多大なるご支援を賜りましたことに、この誌面をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、本原稿を執筆しております10月初めの時点では、4月からスタートしました副会長職もようやく折り返し点を過ぎたところでございます。

本年度渡邊会長の2年目に当たり、会長のご指示のもと、「会員への還元」、「グローバル人材の育成」を重要なテーマとして、会務に取り組んでおります。

以下、私が担当しております附属機関、委員会等の会務報告をさせていただきます。

【国際活動センター】

本センターでは、外国の法改正や制度改正などの知的財産制度に関する最新の情報を収集して会員の皆様へ提供すると共に、日本の知的財産制度に関する情報を外国へ発信しています。また、外国の知的財産制度の改正動向を調査、研究し、外国の特許庁等へ提言も行っています。

さらに、海外の知的財産関係団体等との交流を通じて、国際的な見地から知的財産の保護及び弁理士業務に関する意見、情報の交換、並びに相互理解を図っています。

副会長の任期がスタートして直後の4月中旬に米国AIPLA代表団が来会され、クローズドミーティング、オープンセミナー、レセプション等を開催しました。

クローズドミーティングでは、情報交換、活発な

意見交換を実施しましたが、最後にAIPLA側から手数料等の未払い問題について意見交換を求められました。偶然にも当会側からも全く同じテーマでの意見交換を考えていたので、双方とも相手代理人の未払い問題が顕在化していることを認識しました。一方代理人が顧客を代理して手続を外国代理人へ依頼し、外国代理人が受諾して手続を問題なく遂行し、正当な対価及び庁手数料の請求をした場合には、例え顧客が支払わなくても、依頼した代理人が責任を持って外国代理人に支払うのは代理人としての重要な責任でもあります。またこれは代理人間の国際的な常識、ルールであり、FICPIのコードにもその旨が規定されているとの説明をしました。このような問題で日米の代理人間にて不信感が募る、さらには信用を失墜することは是非とも避けたいものです。

今年は例年に比べて外国特許庁、外国弁理士会の来会が多く、韓国弁理士会、台湾弁理士会、米国特許庁、中国特許庁が既に来会されています。今後、欧州特許庁の2回の来会をはじめ、韓国特許庁、EU-IPO、中華商標協会、英国弁理士会、米国IPOの来会が決まっております。来会時には、オープンセミナーを開催しますので、皆様におかれましては是非ご出席頂き、有益な外国情報の入手の機会としてご活用頂ければ幸いに存じます。

なお、来会に際し、国際活動センターのプロジェクトグループ委員の皆様の方全な準備、当日の的確な対応、運営、そして最後の報告書作成にはいつも大変感謝しております。

【貿易円滑化対策委員会】

本委員会は、模倣品対策、各国税関での水際対策についての情報収集を行い、収集した最新の情報を会員の皆様へ迅速に発信しております。

財務省関税局知的財産室や東京税関知的財産センターと、情報交換や、模倣品対策セミナー実施協力をお願いし、良好な関係を築いております。本年度も企業の模倣品対策の実態と税関における模倣品取締り制度の活用セミナーを名古屋と神戸にて開催しました。

インターネットの普及、進化に伴い、ネットでの注文、クレジットカードでの支払いが簡単に行えるようになり、これらを利用した個人の輸入が近年増加してきております。それと共に、個人輸入を装った不正な模倣品の輸入、模倣品の不正転売が急増し、この対策が喫緊の課題となっています。本委員会でも税関等関係機関と協力して、対策を検討しております。

また、国際知的財産フォーラム（IIPPF）、日本関税協会知的財産情報センター（CIPIC）、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、世界関税機構（WCO）等の団体とも長年にわたり交流を続けており、情報・意見交換を行っております。

【弁理士制度120周年記念事業準備委員会】

来年7月に弁理士制度120周年を迎えるにあたり、本委員会では、記念事業の準備を行っております。準備といっても、次年度の会務がスタートする4月から記念式典開催の7月1日までわずかの期間しかないことから、本年度の準備委員会は実質的に実行委員会の位置付けとなっています。新天皇陛下、或いは他の皇族をお迎えしての記念式典、それに引き続く祝賀会開催、記念誌発行がメインの事業となります。

既に、ホテルニューオータニを開催場所に決定し、イベント支援会社との契約も終えており、準備は着々と進んでおります。

皆様におかれましては、来年7月1日開催予定の記

念式典、祝賀会へのご出席を今からご予定ください。

【知的財産経営センター】

知的財産経営センターの副担当として、価値評価事業本部を担当しております。

価値評価の対象は、特許権、商標権、著作権等知的財産権すべてに渡り、1案件に含まれる権利の数が数十件のものもあります。また案件の背景事由も売却、会社整理、債権回収、相続等と、案件毎に異なるので、知財の知識だけでなく、会計の知識や税務の知識まで必要とされるものもあります。

本年度は、裁判所や民間企業から近年にないペースで価値評価人推薦の依頼が寄せられています。様々な知識、スキル、経験を必要とする特別の案件に対しては、価値評価事業本部の本部長、副本部長数名がチームを組んで対応するといった従来にない取り組みも実施しております。

価値評価人推薦の依頼が来る毎に、評価人だけでなく、評価人補助者も募っており、仕事の幅を広げるチャンスですので、多くの方からの応募をお待ちしております。

【四国支部】

四国支部を担当させて頂いております。四国支部は、1県当たりの弁理士数が10名程度と少ないにもかかわらず、中小企業等への知財支援事業や支部会員への研修事業を活発に実施されています。

一方、全体の人数が少ないという点を生かし、非常にまとまりのある、風通しの良い組織運営をされていることに感銘を受けております。

最後になりましたが、これまで会員の皆様から頂戴しました暖かいご支援、ご協力に心より御礼申し上げます。また、残りの半年も前半以上に頑張ってお参る所存ですので、引き続きご支援、ご協力をお願い申し上げます。

以上

ご挨拶

日本弁理士会副会長 須藤 雄一

【はじめに】

4月から会務活動が始まり、既に4か月が過ぎました。状況もよく呑み込めず慌ただしく過ぎたこの数か月、ようやく落ち着く気配を見せています。まだまだ3分の2を残してはいるものの、ご挨拶方々これまでの報告をさせていただきます。

【役員会】

原則として毎週水曜日の午前10時から午後5時まで開かれます。会長及び8人の副会長の席は役員室の中央にあり、執行理事の席がその周りを囲むように配置されています。

副会長は、互いにほぼニックネームで呼び合い、肩ひじを張らずに比較的良好な雰囲気です。

役員会では、担当する委員会に関する起案の説明をし、質疑応答の結果、承認等の結論を得ます。

【会員指導】

会員問題を扱う委員会を担当しているため、予納残高不足等のために特許庁から弁理士に対する改善指導の依頼を受けます。指導対象会員との日程調整等は事務局が行い、決められた日に会員が来会すると一人30分程度の時間を取って指導を行ないます。その他、利益相反行為等が疑われる会員に対しても指導を行ないます。副会長の立場上、やむをえず対応していますが、同じ弁理士仲間でもあり、気持ちのよいものでは有りません。

【支部回り等】

例年通り5月、6月に支部回りを行い「語る会」を開きました。私の担当は関東支部であり、関東支部の「語る会」を弁理士会の倶楽部ビルで行ないました。後は、全副会長が参加する近畿支部及び東海支部と考えていたところ、四国支部、東北支部についても担当副会長と共に行くことになってしまいました。本来であれば会長が担当副会長と行くところ、会長がB法人の関係で急遽会議に呼び出され、四国支部、東北支部の「語る会」に行くことができなくなったからです。

四国支部、東北支部ともに「語る会」を無事に済ませ、四国ではうどんを、東北では牛タンを堪能しました。

8月の初めには支部サミットがあり、再び四国へ行きました。今年度の支部サミットでは、キャラバン、広め隊、広報戦略、研修制度等が取り上げられ、広告ガイドラインの中間報告も説明されました。特許庁からは、「知財行政を巡る最近の動向について」、INPITからは、「知財総合支援窓口における平成30年度の重点事項」の説明があり、全体として「高松宣言」が出されて無事終了しました。

【知的財産経営センター】

知的財産経営センターは、前年度に5事業本部173名の人員で立ち上げられ、価値評価事業の推進、中小企業の知財経営に対する持続的な支援等を効率的、有機的に行うものとして展開されました。今年度は、前年度の状況も踏まえ、より効率的、有機的な活動を行うために従来の5事業本部を3事業本部に集約し

て125名の人員で立ち上げ、成果達成に向けて行動しています。今年度は、経営センターでの知財価値評価書等、コンサルを一般会員それぞれが持ち帰り、自らの仕事にすることができるようにすることを中心課題としています。このことにより会員の周辺業務の拡大を図ることができると共に、中小企業に知的創造サイクルを定着させることも可能となり、我が国産業の発達に大きな流れを作ることができます。

コンサル等を、できるだけ多くの会員が自らの仕事にできるようにするため、研修プログラムを作成し、これまで蓄積しこれから蓄積する高みのノウハウを開放します。

加えて、コンサル等で使えるツールとして、ローカルベンチマーク（通称「ロカベン」）、経営デザインシートの活用も進めます。ロカベンは、経済産業省が推進しており、財務情報と非財務情報とから企業を診断するツールであり、人間で言えば健康診断書のようなものです。ロカベンを用いてステークホルダーである金融機関等と対話を開始し、その上で知財価値評価書等に基づいて融資を促すことが有効であるように思われます。経営デザインシートは、内閣府知的財産戦略推進事務局が推進し、これまで価値を創造してきた実績のある価値創造メカニズムをまず把握し、環境変化を考慮し、それに対応する価値創造メカニズムをデザインし、前者のメカニズムから後者のメカニズムへ移行するための戦略を策定するにあたって活用するシートです。

これらを活用することで会員それぞれのコンサル活動において、企業それぞれに異なる経営課題を的確にあぶり出し、知財活動によって各企業独自の経営にどのような効果が生じ、各企業独自の経営のどのような課題に対して知財活動が有効なのかを考える必要があります。

【コンプライアンス委員会】

この委員会は、弁理士会の自治規律維持のために弁理士倫理上の様々な問題を検討すると共に、会員に対する苦情申し立てにも応じます。弁理士倫理上

の様々な問題としては、産業構造審議会の弁理士制度小委員会での指摘等があります。今年度は、弁理士事務所や特許業務法人での情報管理の在り方についての検討指摘がありました。その他、補助者の在り方、苦情申し立ての会長室の関与の意義、広告ガイドラインの検討等を行います。苦情申し立てについては、減少しており倫理研修の効果が出ているものと思われます。広告ガイドライン等については、作成から時間が経過し、様々な形態の広告が新たに出現しているため、これらに応じて改める必要があります。

広告ガイドラインに関して、主に近畿支部のウェブ広告データを利用し、中間報告が出され、役員会で承認されました。この中間報告が支部サミットで説明され、各支部に意見を求め、これらの意見等を取りまとめて報告書が出されます。

この報告書に基づいた新広告ガイドラインにより問題のあるウェブ広告に対し注意喚起を進めます。

【綱紀委員会】

この委員会は、会長の請求に応じて、会員に係る会則49条第1項に該当する事実の有無を調査し、また、綱紀に関する意見の具申等を職務とします。会則49条第1項に該当する事実は、会員が弁理士法、会則等に違反した場合、弁理士たるにふさわしくない重大な非行があった場合において、本会の秩序又は信用を害したときになります。この委員会の議論によって処分請求された会員に関し、該当する事実があると判断されることは重大です。このため、部会の結論を全体会議で議論し、より透明性を担保します。今年度は、新たな処分請求も加わりスタートしています。処分請求が無いのが理想です。

【審査委員会】

この委員会は、綱紀委員会による調査により処分事由該当事実ありの判断がされたとき等に、会長からの送致により、これを審査し、決議を行います。審査部の決議に対して異議の申し立てがあった場合

は、覆審部が再審査を行います。審査部の決議により処分量定が決定されます。今年度は、第1～第5審査部の委員及び外部委員、外部覆審部員を含め27名でスタートしました。

【不服審議委員会】

この委員会は、処分請求人からの不服申し立てがあったとき、会長の請求により事案の調査を行います。処分請求の結果、事実がない旨の通知を受けることもあり、処分請求人に再度申し立ての機会を与えます。今年度は、外部委員を含め5名でスタートしました。委員の少ない委員会ですが、少数精鋭により精度の高い審議を目指します。

【紛議調停委員会】

この委員会は、会員の業務に関する紛議につき、会員又は当事者その他の関係人の請求により、調停を行います。今年度は、調査部、第一～第三担当委員会を含め、11名でスタートしました。

【処分前公表審議委員会】

この委員会は、昨年度新設され、処分の手続に付された事案について会長から審議の請求があったとき処分前において公表すべきか否かを審議します。公表により、預かり金に関して被害が拡大することを防止します。今年度は、10名でスタートしました。審議の請求があったときは、関係会員から弁明の要望を聞き、弁明を受けてその後審議します。審議期

間のスケジュールがタイトでありながら慎重を極める必要があります。審議は困難を伴います。

【関東支部】

関東支部は、7000名を超える会員数で最大の支部になります。本年度は、鈴木一永支部長の下でスタートしています。関東支部は、東京都を含めて1都7県にまたがり、その範囲は広大です。関東支部役員会は、41名で構成されています。5月に日本弁理士会執行部役員との語る会が開かれ、今年度の方針の摺り合わせ等が行なわれました。

中国黒竜江省の役人が日本を訪問したいとの打診が国際活動センターにあり、関東支部に廻ってきました。関東支部では、本会の国際活動センターとの関係もあり、地方の行政局であることを考慮しました。結果として、受け入れるとその後他の行政局の受け入れもしなければならず、その数の多さから対応し切れなくなると思われ、受け入れを断りました。

関東支部は本会に近い人数の会員が所属し弁理士会館に支部室を置いているため本会に極めて近く、支部長他、事業のすみ分けに頭を悩ませています。

なお、今年度は、執行理事が付くことになり、経営センターと重なる時間帯を補ってくれます。既に関東支部総会も済み、支部新人歓迎会へも参加し、支部役員会も毎月割とスムーズに運ばれていると思います。

以上



ご挨拶

日本弁理士会副会長 坂本 智弘

1. はじめに

日本弁理士クラブよりご推薦いただき、平成30年4月から日本弁理士会の副会長を務めさせていただいておりますPA会の坂本智弘です。この原稿執筆は9月の初旬ですが、4月に始まりました本年度の任期も残り7か月となりました。

7月に西日本を中心とする記録的な豪雨、9月に北海道で地震が発生し、災害によって亡くなられた方々のご冥福をお祈りすると共に、被災者の皆様に対して謹んでお見舞い申し上げます。被災地では、交通網が分断され、ライフラインも大きなダメージを受けています。これらが一日も早く復旧し、安全で健康的な生活を取り戻されることをお祈り申し上げます。

2. 事業計画とその進捗

今年度は、渡邊敬介会長の任期2年目となります。平成30年度は、「知財の輪の更なる拡大を目指して」のスローガンの下に各種事業計画を策定しました。

わたくしの担当する会務・附属機関・委員会は、主として、常議員会、監事会、会長室、事務局、地域知財活性化本部、中長期課題検討委員会、役員制度改革委員会、経営基盤強化委員会及びその他の庶務などです。副担当として、知財経営センター、国際活動センター、特許制動運用協議委員会、企業知財戦略検討委員会、知財広め隊ワーキンググループ、支部名称変更検討ワーキンググループ及び隣接士業検討ワーキンググループを担当しております。支部は東海支部を担当させていただいております。どうぞ宜しくお願い致します。

【知財広め隊】

知財広め隊セミナーは、昨年度と本年度の2年間で100回の知財広め隊セミナーを開催するという目標があります。昨年度は、私が執行理事として知財広め隊を担当しておりましたが、当初、地方のセミナー開催にあたっては、右も左も分からない状況の中、多くの方々にアドバイスをいただくとともに、支部の皆様にも多大なご協力をいただき、1年目は55回の知財広め隊セミナーを実施することができました。

2年目の本年度も同程度の50回程度の開催を目指しております。本年度の目玉である7月26日に開催された島根県の知財広め隊セミナーでは、220名以上の方々にご参加いただき、大盛況で終わり、関係者の皆様に感謝致します。

本年度は、特許庁が実施している全ての「巡回特許庁」とコラボすることが決まり、「巡回特許庁」中の個別セッションの1つとして知財広め隊を開催できることになりました。

渡邊会長がはじめた本会が積極的に支部をお手伝いしておこなう知財広め隊セミナーは本年度で一旦終了させていただきますが、次年度のお考えの下、連携できた地域ネットワークを使って支部を中心に継続して頂ければと思っています。

【知的財産経営センター】

今年度、知財経営センターでは、弁理士知財キャラバン事業、価値評価事業及びコンサル事業で培ったコンサル手法や価値評価手法を今まで以上に会員に還元し、弁理士の周辺業務の柱とできるよう取り組んでいます。

知財コンサルティングについては、特許庁や経済産業局などが同様の事業を展開しはじめているため、今後、これらの事業との差別化を図る必要があると考えております。そのためにも現在取り組んでいる弁理士知財キャラバンの知財コンサルの内容のリニューアルが大変重要なポイントとなると考えています。

【地域知財活性化本部】

本年度、地域知財を発展させやすい環境の整備を図るために、地域にかかわる組織を束ねる「地域知財活性化本部」を創設しました。

地域知財活性化本部は、会長を本部長とし、メンバーには、担当執行役員、各支部の支部長、知的財産支援センター長、知的財産経営センター長、広報センター長、知財広め隊ワーキンググループ長及び地域を積極的に活性化している弁理士で構成されています。この地域知財活性化本部によって日本弁理士会が一体となって地域を支援することができるようになります。日本全国の全ての地域を一度に支援することは難しいため、今年度は特に福島県と福岡県に重点を置いて支援しております。

【支部名称】

来年の4月より、支部の名称を「日本弁理士会〇〇支部」（〇〇は地域名）から「日本弁理士会〇〇会」に変更するよう準備しています。9支部の名称は、それぞれ日本弁理士会北海道会、東北会、関東会、北陸会、東海会、関西会、中国会、四国会及び九州会となります。この支部名称の変更によって、地域知財活性化事業をより円滑に推進し、支部の対外的活動をさらに活発化することができるようになります。

【中長期課題検討委員会】

この委員会は、中長期に取り組む諸課題への調査・研究を行っております。現在、第4次産業革命等による産業構造の変化、働き方の価値観等に関する人の意識の変化、社会情勢の変化が知的財産にどのような影響を与え、知的財産に関わる専門職にどのような影響を与えるかの調査をしています。この

調査結果を踏まえ、日本弁理士会が中長期に亘って取り組むべき諸課題を把握するとともに、会内各組織に向けて有益な情報を発信する準備をしています。

【問題のあるウェブサイトへの対応】

現在、全額返金、登録している事務所名とは違う名称を使用している広告（～センター等）、他の事務所や日本弁理士会を誹謗中傷する記載のあるサイトなど弁理士倫理上問題となる恐れのあるウェブサイトがインターネット上に散見されます。これらウェブサイトに対する対応を行っています。

【附属機関、委員会の情報の会員への還元】

附属機関、委員会等からの会員向け情報は、電子フォーラムに掲載されておりますが、探したい情報がどこにあるか分からないというお声を多くいただきます。電子フォーラム内を整理して必要な情報にアクセスし易い環境と整え、会員の皆様に会務活動の成果を還元できるように準備しています。

【財務環境】

ここ数年の赤字決算によって弁理士会の繰越金が減ってきています。具体的には20億円以上あった繰越金が16億円程度となっております。このままの状態では赤字決算が続くと約5年後には繰越金がかなり少なくなってしまうという問題がありました。本年度は、附属機関と支部を中心に協力いただき、予算を見直しました。交通費を削減するなど赤字予算を段階的に見直すよう検討しています。

【隣接士業の検討】

本年度は、隣接士業と比較し、他仕業にはあるが弁理士には無い規定を調査し、その導入を検討しています。例えば弁護士の職務規程には、弁護士等以外の者に弁護士業で得た報酬を分配することを禁止する報酬分配制限規定が設けられています。日本弁理士会でも、これと同様の規定を入れることができないか否かを検討しています。

【例規委員会】

例規委員会は、弁理士会の各種例規を制定する際に、委員会等で作成した例規案に問題・不備がないかをチェックするのが主な役割となります。

ご挨拶

年末の臨時総会に向けて、支部名称の変更、外部役員（監事、常議員）の任期の開始時期の変更に関する例規改正の確認作業を行っています。特に支部名称の変更については関係例規が多いため、その確認作業には多くの時間を要しています。

3. 最後に

将来に向けて、弁理士の存在価値がより一層高まるよう残りの副会長の職務を精一杯務めてまいります。

日本弁理士クラブの会員の皆様におかれましては、引き続き、会務へのご理解・ご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

以上



常議員会報告

日本弁理士会常議員 福田 伸一

平成30年度常議員会の活動等を報告します。

1. 常議員会とは

常議員会については、日本弁理士会会則第8章（第75条から第81条）に概要が規定されています。

そして、現在の常議員会は全国9選挙区から選出された60名の常議員（会員）及び2名の外部常議員により組織され、会則第78条に規定される事項について審議します。

- (1) 総会に付する議案に関する事項
- (2) 総会から委任された事項
- (3) 会規の制定、改正又は廃止に関する事項
- (4) 本会の予算外支出又は予算超過支出に関する事項
- (5) 経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項
- (6) 審査委員会、綱紀委員会、紛議調停委員会、選挙管理委員会、不服審議委員会、コンプライアンス委員会、継続研修履修状況管理委員会及び処分前公表審議委員会の委員の選任に関する事項
- (7) 本会又は会員の社会貢献に関する事項
- (8) その他会長が必要と認めた事項

併せて、常議員会中には会規第13号「分代会規則」により3の分科会が存在します。

2. 本年度常議員会の活動

(1) 全体会の審議

第1回常議員会は、平成30年4月9日（月曜日）に開催され、議長の互選、副議長の互選等の後、上程

された3つの議案が承認されました。

第1号議案 執行理事の選任の承認を求める件

第2号議案 平成29年度予算の予備費を使用したことの承認を求める件

第3号議案 常議員会分科会委員の選任の件

第2回常議員会は、平成30年4月27日（月曜日）に開催され、上程された7つの議案が承認されました。

第1号議案 平成29年度事業報告の承認を求める件

第2号議案 平成29年度決算の承認を求める件

第3号議案 平成30年度事業計画の承認を求める件

第4号議案 平成30年度予算の承認を求める件

第5号議案 会則第17号「日本弁理士会会則」中一部改正の件（弁理士法の成年被後見人、被保佐人に係る欠格条項見直しに伴う改正）

第6号議案 平成30年度外部常議員の選任の承認を求める件

第7号議案 平成30年度外部監事の選任の承認を求める件

なお、この第2回常議員会に上程された議案は平成30年度第1回定時総会に上程される議案であって、会則第78条の規定により常議員会での審議に付することになっているものです。

本稿執筆時までに開催された全大会は前記の通りですが、平成30年11月27日（火曜日）に第3回常議員会が開催される予定になっています。

この第3回常議員会は、平成30年12月下旬に予定されている平成30年度第1回臨時総会に上程される議案審議に関するものであって、前年度に総会承認

されている支部名称変更に関する例規改正及び予備費拠出、外部役員の任期、弁理士の報酬分配制限等の議案が予定されています。この予定議案中、特に支部名称変更と報酬分配制限は会員の日常に直接的に関連するものであることから、常議員会における活発な議論が期待されているところです。

(2) 分科会の審議

前記会規第13条により、常議員会内には3つの分科会が設けられています。

第2条 分科会は、次のとおりとする。

- 一 調整分科会
- 二 第1分科会
- 三 第2分科会

また、各分科会の役割は次の通りです。

調整分科会：会則第78条に規定された事項及びこれに関連する事項について、執行役員会との間で調整を行うとともに、第1分科会又は第2分科会での審議についての検討などを行うこと

第1分科会及び第2分科会：常議員会の職務権限に属する事項について、分担して、調査、検討、審議を行うこと

本稿執筆時まで、前記分科会は各1会ずつ開催されています。

第1分科会及び第2分科会

開催日：平成30年4月9日

議案：分科会会長及び副会長の選任

調整分科会

開催日：平成30年4月9日

議案：分科会会長及び副会長の選任

開催日：平成30年7月5日

議案：予備費から40万円を賃借料支出に充当し、

これを使用することについて

結論：承認

3. 常議員会について思うこと

前述のように、常議員会は全国の選挙区で選出された会員に有識者を加えたメンバーで構成されています。また、会員は副会長経験者、将来の役員候補者、企業勤務弁理士等、様々であると共に、2年任期（毎年半数改選）であるという特徴を有しています。

このような地理的、経験的に幅広いメンバーが集合する組織は、会内で常議員会のみであるといっても過言ではありません。そのため、定期総会に先立つ第2回常議員会においては、総会へ上程する予定の議案に対して様々な角度から意見が出ています。

とはいえ、それらはあくまでも受身の立場での検討事項であることから、時には執行役員会のシンクタンクとして各種案件の前処理／検討／提言を行うことも期待されているのですが、現行の常議員会の審議事項には、それを明確に謳った規定が存在しません。唯一、第5号に「経済産業省、特許庁その他の官公署に対する建議並びに諮問に対する答申に関する事項」が規定されていますが、ここでの「建議（＝意見の上申）」は経済産業省等の官公署に対するものであって、執行役員会に対するものではありません。そのあたりの規定の整備を行い、かつ、分科会（第1及び第2分科会）の規定に対応させない限り、常議員会の有効活用を望むことは難しいのではないかと考えています。この点は、道半ばではありますが、本年度内に手順の方向性だけでも道筋をつけられればと考えております。

以上



監事会副監事長ご挨拶

監事会副監事長 広瀬文彦

2018年春から監事会に出席させて頂いております広瀬文彦です。南甲から推薦され、登録番号順で副監事長を仰せつかっております。現在の監事長は渡辺喜平先生（連合ク）であるため、新人でまだ経験の浅い私に本紙（日弁）に挨拶文を掲載する機会が巡ってきました。歴代の監事さんが日弁に何を挨拶として書かれているかを20年分ぐらい読み返してみましたが、難しいことが書かれていました。それを踏襲する、私の挨拶も、何の感動も起こさない紋切型で、失礼させていただきます。

監事会が何をやるかと言うと、日本弁理士会会則の第9章に「監事会」が規定されており、第82条（8）で、「監事会は、執行役員会の執行並びに本会の資産および会計の状況を監査する。（改正、平17・3・23臨時）」と規定されております。職務が明確になるように改正されてから13年が過ぎたという事になります。

監事に立候補しろと部落から推薦の話を頂いてから、何をやるのかなーと20数年前の樺沢理事会での副会長の職務を思いだしておりましたが、当時は常議員会に監査の権限があったので、監査では何をやったかさっぱり記憶にありませんでした。

現在の監事会は、選挙で選出された2年目の監事5名と、私を含めた1年目の監事5人と、前年度から引き続き外部監事をお願いしております日立の平山祐之先生と、学習院の岡孝先生の12名で構成されております。日弁から選出されているもう一人の副監事長は小野信夫先生で、両サイドから渡辺監事長を補佐しております。弁理士会からは、坂本智弘副会長

が会務担当で、また、田辺恵副会長が会計担当で毎回出席されております。

監事会は毎月1回のペースで開催されており、監事会に先立って執行役員会議事録が予め配布され、その議事録の中から問題点があれば、それを指摘し、また不明な点については詳細な説明を予め質問として提出し、監事会の場において、担当副会長より詳細な説明を頂いております。

和やかな雰囲気の中にも真剣で活発な議論が交わされておりますが、議事録を読んだだけでは、内容が十分に理解できない箇所もあり、内容を詳細に知りたいという質問も多くあり、監査を受けるための必要条件として基本がある程度判るような議事録として欲しいとの要請がだされておりました。また、平成18年に当時の副監事長だった宇野先生が指摘されているように、『仮に「否」の結果があったとしても、その「否」についての繰り返し将来にわたってないであろうとの意味合いにおいて意義深いものである。』と評釈されておられますが、昨今の議論の中に、評価点がそれ程違わないのに価格の高い方に落札している事案があったことを問題にした案件がありました。再度同じような案件が審議され、『将来にわたってないであろうとの意味合いにおいて意義深い』とされている監査の趣旨が生かされているのか、いささか疑問を感じているところもあります。

さらに、弁理士会の総予算が潤沢であった時代の出費をこれからも続けることは難しくなることが予測されるなかで、緊縮財政を心がけて監査に当たる必要があることも心したい点ではないかと考えてお

ご挨拶

ります。

これまでのところ、特段の問題もなく済んでおりますが、任期が満了するまで、監事の職責をはたす

所存でありますので、今後とも、宜しく願い申し上げます。

以上

日本弁理士会研修所の概要

日本弁理士会研修所所長 田村 爾

平成27年度より日本弁理士会研修所所長を拝命しています。田村爾です。

本年度も日本弁理士クラブ会誌「日弁」の貴重な紙面をお借りする機会を戴きましたので、今回は、日本弁理士会研修所が本年度、重点的に取り組んでいる活動について紹介させていただきます。

1. 新研修システムの運用開始

本年1月より、新しい『弁理士研修システム』の運用が開始されておりますが、如何でしょうか。

新しい機能としては、①集合研修の抽選機能の付与、②対応OSやブラウザの拡張によるスマートフォンでの視聴可能、③単位取得を伴わないeラーニング視聴には早送り再生・章選択再生が可能、などがあります。

抽選機能については、一部の会員より、従来の先着順の方が良いとの指摘も受けますが、人気の講座が数分で満杯となる状態を数多く経験している会員の多くからは、公平で良いとの評価も頂いています。

また、研修の受講方法をタブレットやスマートフォン中心で行うことを考えている会員は多くありませんが、パソコンでの視聴に加え、補助的に携帯端末を利用することを考えている会員は多いようです。このため、従来は1時間以上のコンテンツが多く提供されていましたが、今後は、仕事や家事などの合間で、空いている僅かな時間でも視聴が完了できるよう、30分程度のコンテンツのラインナップも充実させることを考えております。

システムの改善は今後も続けていきますので、ご要望等がございましたら、本会研修課の方へご連絡

ください。

2. 能力担保研修に係る見直し等

特定侵害訴訟代理業務試験を受験するために必要となる能力担保研修ですが、本年度の受講者数が107人と、100人前後の規模まで減少しております。

従来は、5～6月頃に受講希望アンケート調査を行い、その結果を踏まえて、次年度の開講クラス数や講師数を算定し、日本弁護士会連合会に講師の派遣要請を行ってまいりました。しかしながら、翌年1月に受講生の募集を行うと、アンケートの希望者数と実際の受講申込者数との間の乖離が顕著となっており、このため、日弁連から推薦された講師を断る事態も発生しております。

本年度から能力担保研修の受講生募集を7～8月と、約半年の前倒しを行いました。受講生の皆様には、色々ご迷惑をお掛けしますが、事情をご理解の上、協力をお願いします。

また、特定侵害訴訟代理業務試験に関連し、受験生の民法や民事訴訟法の知識を補完するため、従来より「民法」や「民事訴訟法」の「基礎研修」を、集合研修やeラーニング研修として提供しております。今年度は、更に受験生の支援を充実させるため、新たに「民法・民事訴訟法の演習講座」と「民法・民事訴訟法の条文説明講座」をeラーニングとして配信しております。継続研修の単位付与の対象ではありませんが、民法・民事訴訟法に関する自分の知識レベルを確認するツールとして、また、民法等のどこにどのような条文が規定されているのか、概略を把握するツールとして、是非、ご活用ください。

3. 新規業務向けコンテンツの充実

従来の新人研修を廃止し、新たな研修コンテンツとして、演習型集合研修「実務者養成講座ファーストステップ編（特許・意匠・商標）」とeラーニング「基礎力サポート研修」を本年度より本格運用しております。

ファーストステップ編は、弁理士としてのコア業務となる「相談～登録」の一連の流れを学ぶことを主な目的とする演習講座です。特許・意匠・商標の3つのカテゴリーで、1回3時間の合計4回で完結します。開講場所は東京、大阪、名古屋で、時期は6月～7月を予定しています。第一線で活躍する講師陣を配置しておりますので、これから他法域の実務を一からやってみたい方や独立開業する方に適した講座になっています。

また、さらにレベルアップを図りたい方は、「ステップアップ編」として、特許のクレームドラフティングや商標の類否判断などの演習講座も用意しております。

基礎力サポート研修は、弁理士の専権業務は勿論、関連業務を行う上で必要となる基本的知識を網羅したものです。eラーニングという手軽さもあり、急遽、これまで経験したことが無い手続等の業務が発生した場合には、基本事項を確認するツールとして、重宝されているようです。平成30年10月時点では23コンテンツが配信中ですが、eラーニングの月間ラ

ンキングのトップ10の中にも常に数個がランクインしており、非常に人気の高いコンテンツとなっております。

今後は、ラインナップの充実を図るとともに、通常のコンテンツは5年が賞味期限ですが、基礎力サポート研修は3年を賞味期限として、内容の陳腐化を避ける工夫もしております。

4. その他の研修事業

研修所では、上記以外にも、実務修習、能力担保研修、継続研修（倫理研修を含む）、弁理士育成塾、知財ビジネスアカデミーなど、多種多様な研修を実施しております。また、研修所の運営体制も以下に示すように、多くの会員の協力に支えられております。

本誌の読者の皆様には、今後とも、日本弁理士会が提供する研修や研修所について、忌憚の無いご意見をお聞かせいただくと共に、機会があれば、是非、研修所の運営にもご参加いただければ幸いに存じます。

日本弁理士会研修所の組織体制（平成30年度）

	担当副所長	担当部長	運営委員数
実務修習部	石田 正己(13512)	美川 公司(17351)	11名
実務養成研修・ 弁理士育成塾運営部	石橋 良規(12023)	荒井 滋人(18041)	17名
継続研修企画・運営部	河野上 正晴(16054) 右田 敏之(16677) 山本 喜一(13018)	福士 智恵子(19545)	33名
継続研修管理部	吉村 俊一(11722)	林 裕己(16748)	9名
継続研修審査部	大島 一宏(15409)	折居 章(11733)	16名
能力担保・倫理研修部	高橋 洋平(14806)	真柴 俊一郎(14595)	21名
知財ビジネスアカデミー部	押久保 政彦(14354)	溝口 督生(12671)	15名
		合計	122名

※ 副所長(特命担当)：中川 裕幸(9531)

5. 最後に（必修研修について）

倫理研修は会員が必ず受講する必要がある研修ですが、それ以外に会長が指定する必修科目があります。現時点では、以下の2科目が必修課目の指定を受けていますので、受講期限までに、全会員が必ず受講するようお願いいたします。

（必修科目）

- ・「平成30年度特許法等改正説明会」

（受講期限：2020年3月31日）

- ・「平成30年度不正競争防止法改正説明会」

（受講期限：2020年3月31日）

また、来年1月以降には、データと標準に関する必修研修が新たに加わる予定です。少しでも早い受講をお勧めします。



中央知的財産研究所の活動報告

日本弁理士会中央知的財産研究所所長 伊丹 勝

1. はじめに

本年度より日本弁理士会中央知的財産研究所の運営に携わることになりました。紙面をお借りして当研究所の活動内容について報告させていただきます。

当研究所は、平成8年度から活動を開始し、本年度で23年目を迎えます。当研究所は、例規に規定された目的のもと、研究、実務、制度改正などの様々な側面からタイムリーなテーマを取り扱い、会員、知財関係者への情報発信を行っています。平成21年からは研究成果を「別冊特許」(注)として日本弁理士会の全会員に配布すると共に、大学、裁判所、特許庁、弁理士会をはじめ、日本工業所有権法学会などに参加されている実務家、学者、研究者等に配布して高い評価を得ています。

2. 研究活動

当研究所では、研究テーマ毎に本会会員でない外部研究員と本会会員たる内部研究員とで構成される研究部会を、本年は東京地区に3部会、関西地区に1部会設置し、それぞれ次のようなテーマについて鋭意調査研究を行っています。なお、この中には、既に終了しているテーマもありますし、これから行うテーマもあります。

(1)「周知・著名商標の保護」(平成29年9月1日～平成30年12月31日)

周知・著名商標のパロディや、ダイリューションといった問題を始めとして周知・著名商標の保護についての検討は、近年、ますます重要性を増しています。とりわけ、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック等、世界

の注目を集めるイベントが日本で開催されることも踏まえ、世界の周知・著名商標が日本市場に登場する機会は今後も増え続けると思われます。

以上の背景から、タイムリーなテーマとして「周知・著名商標の保護」を研究しております。本研究部会の研究は大方終了し、研究成果は、2019年3月に発行予定の「別冊特許第21号」で報告される予定です。

(2)「イノベーション推進に向けた特許の保護対象の研究」(平成29年10月1日～平成31年6月30日)

IT分野、バイオ産業等でイノベーション構造に変化が見られるなか、既存の特許制度がさらなる変革を迫られているのではないかと指摘がなされています。特許制度が、真に知財イノベーションを推進する制度となりうるようにするためには、適切な保護の対象を選択したうえで、その権利行使を確保しつつ、あわせて利活用を促進するという意味で、バランスのとれた保護を実現する特許制度及び運用が必要となります。

このようなことから、次世代に向けたイノベーション推進に向けて、特許の保護対象とはいかなるものであるべきかをテーマとして取り上げ、研究を行っています。

なお、本研究部会の研究報告は平成31年6月末までに別冊特許として発行する予定です。

(3)「特許クレーム解釈と記載要件」(平成28年10月1日～平成30年8月31日)

特許実務や訴訟に携わる弁理士、弁護士、特許庁審査官、裁判官はもとより、知財の研究者にとっても、「特許クレーム解釈と記載要件」は、重要なテ

マであることは言うまでもありません。長年研究されてきた知的財産法分野における中心的テーマの一つです。近年は、プロダクト・バイ・プロセス・クレーム（PBPクレーム）に関する最高裁判決（平成24年（受）第1204号、平成24年（受）第2658号）や、均等論に関する最高裁判決（平成28年（受）第1242号、平成29年3月24日判決）等の重要判決があり、クレーム解釈や記載要件についての、より一層の実務的、学術的な研究の重要性が高まっております。このような背景の中で、関西を中心とした研究部会にて本研究を行いました。

本研究部会の研究は既に終了し、研究成果は、「別冊パテント第20号」にまとめられています。多面的な視点からの研究報告書としてまとめられていますので、クレーム作成や明細書記載の戦略策定に、大いに参考になると思います。

（4）新たな研究課題

①「知財と経済（仮称）」

当研究所の新しいテーマとして、知的財産について、法学的アプローチからではなく、経済学的アプローチからの研究を行う予定です。グローバルな視点を含め、知的財産が日本の企業活動を活発化することに資するとの報告ができることを期待しています。研究員の構成、スケジュールについては、未定です。

②「超スマート社会（Society 5.0）」に適合する知的財産保護の制度のあり方

「特許クレーム解釈と記載要件」の研究部会の次のテーマとして、技術標準委員会から、標準必須特許の権利行使、オープンクローズ戦略における知的財産と標準と特許等のテーマについての希望が出され、また、複数の会員からAIと知的財産、ソーシャルゲームの保護、知的財産と標準化、データベースの保護、情報化時代における「実施」概念、新事業創出を促すプラットフォーム、意匠権の活用等が寄せられました。

そこで、本研究部会においては、「超スマート社会（Society 5.0）」に適合する知的財産保護の制度・運

用のあり方について検討することにしました。対象とする知的財産制度は、特許制度を中心としつつ、報告者の問題関心に応じ、他の分野も含まれます。

③「周知・著名商標の保護」の研究期間が終了するため、商標に関連する新たな研究課題について現在、テーマを検討中です。

3. 研究成果の発表

（1）第12回会員向け研究発表会の実施

「特許クレーム解釈と記載要件」をテーマにした研究部会主催による、会員向け研究発表会を東京（11/22）及び大阪（11/16）で開催いたします。

（2）第16回公開フォーラムの実施

当研究所の研究活動の一端を紹介するために、「イノベーション推進に向けた特許の保護対象の研究」の研究部会を中心とした、公開フォーラムを年明けに東京及び大阪で開催する予定です。

4. 研究成果のウェブ掲載について

現在、月刊パテントの記事はウェブ上で公開されていますが、別冊パテントに掲載の論文は、現状では一部の例外を除き、ウェブ上では公開されていません。

別冊パテントの掲載論文のウェブ上での公開は、各論文の入手容易性を高めることから、読者と著者のどちらにとっても大きなメリットがあると考えられます。そこで、著者からウェブ公開の同意を得る手順を整備し、別冊パテント第20号から、全ての記事について著者の同意を得た上で、ウェブ公開を実施する予定です。

ウェブ公開の他のメリットとしては、印刷・発送のプロセスが無いため、より早く公表することが可能であることが挙げられます。そこで、別冊パテント第21号以降では、可能であれば、印刷物のプリント前にウェブ上でPDF版を早期公開したいと思います。今後も、研究成果の速やかな公表に向けて努力していきます。

5. 組織について

当研究所では、本年度から各研究部会担当の運営委員の中からリーダー、サブリーダーを選定し、リーダー、サブリーダーの正副所長会議への出席を可能とする体制としました。その理由は、定期的に運営方針を議論する正副所長会議のメンバーと正副所長以外の運営委員との間の意識のギャップが大きいとの声があったからです。正副所長と運営委員との間の意思疎通をもっと良好にすると共に、将来の研究所を担う人材を育成するという観点からの組織変更となっています。

6. 終わりに

当研究所では、今後も知的財産制度及び弁理士制度に関する理論的な研究と提言とを広く各方面に発信し、知的財産制度の発展、日本弁理士会の地位向上、並びに社会的貢献に努めて参ります。今後とも、ご支援、ご鞭撻を宜しくお願いいたします。

以上



知的財産支援センター長挨拶

知的財産支援センター センター長 羽鳥 亘

1. はじめに

昨年度に引き続き支援センター長を仰せ付かることとなりました羽鳥亘です。支援センターは日本弁理士会の対外支援事業の要となる組織であり、就任に当たりその重責をひしひしと感じているところで

す。支援センターは平成11年4月1日発足で、本年度は19年目となります。

設立当時を振り返りますと、当時は弁理士法改正に向けて様々な取り組みや、運動を行った時期であり、その背景事情の下、日本弁理士会が、外に向かって自らの主張を貫き、かつ、プレゼンスを向上させるため、社会貢献を継続的かつ組織的に行う必要があるとのコンセンサスに至り、その拠点として、支援センターが創設されました。

その後19年間の活動により、支部とともに、多岐に亘る対外的支援活動を展開してきた結果、特許庁、文部科学省、都道府県等の行政機関、発明協会、大学、高専、小中高等から、様々な評価、要望そして期待を頂いており、支援センターや、各支部の対外支援活動は、確実に、日本弁理士会のプレゼンスの向上に貢献しています。

支援センターは、あと1年（次年度）で発足20周年を迎えることとなります。

20周年は人に例えれば成人式を迎える事になりますので、支援センター長として、支援センターが確実な成人として将来に渡って歩みを続けていけるように、支援センターの設立意義の再認識と、各事業部の活動内容の再認識を行う事により、弁理士使命条項に記載された「知的財産権の利用の促進」を担

保し得る積極的対外支援を行う中核組織として確立するように総仕上げを行って行きたいと考えております。

2. 活動の主な柱

①教育支援の充実化

本年度も、昨年度と同様に、学校と地域社会との効果的な連携・協働を図ることを目的として、国の知財戦略本部に設置された「知財創造教育推進コンソーシアム」に、知財教育の先鞭を付けている支援センターとして対外的連携を強め、この分野での存在感を増していきたいと考えます。

(1) 小中高対策としては、学校へ直接出向く知財教育支援を継続的に行うほか、教師を介した、より効率的な知財教育を積極的に展開していきます。

本年度も昨年に引き続き、教師向けコンテンツの活用実績等の調査・検証を実施し、それを踏まえ、教師がより使いやすいコンテンツとなるように既存コンテンツの改編を行うとともに、このコンテンツを積極的に開放していきます。

(2) 本年度も、国立高等専門学校機構との知財支援協定に基づき、51高専に対して、その要望に基づく具体的支援を、支部と共に実行していきます。また、昨年度から高専からの様々なニーズに対応するため、既存の3講義「概要編・演習編・侵害(対応)編」の他、高専側の希望のテーマに沿って講師がオリジナルな授業を行うオーダーメイド授業も追加いたしました。

(3) 大学等支援としては、本年度も知的財産関連の各種講義（通期講座・単発セミナーを含む）を

提供していきます。

この大学支援を通して、知財人材の育成に寄与していければと願っています。

また、デザインパテントコンテストの普及活動のために、大学等への訪問、大学等の集まる会議への出席を積極的に行っていきます。

②協定を軸とした活動

支援センターは、地方自治体（22道県・6市（5県は満了））と知財支援協定を締結し、知的財産セミナー等を開催して、当該地方自治体の知財活性化事業に協力してきました。一昨年度は、徳島県、香川県、鹿児島県との協定を、昨年度は郡山市、石垣市との締結を行いました。その他、協定締結結果がさらに増加していく予定です。

また、一般社団法人中小企業診断協会と協定を結んで後、傘下の各都道府県の協会と各支部との覚書締結が、全県に亘りほぼ結実しようとしています。本年度は、様々な企画を介して、これらの協定を实のあるものになりたいと考えます。

③出願援助事業による中小企業支援

出願援助事業は、平成23年から実用新案登録出願、意匠登録出願についても援助内容に含まれました。また、平成24年には、法人に対する資力要件も緩和され、援助対象が広がる等、出願援助事業の充実化が図られました。本年度も出願等援助部により、質の高い発明等を世に送り出す手伝いをします。

また、熊本地震の被災地域における中小企業支援の継続化を担保します。

④知財総合支援窓口への適正な対応

平成25年度から、47都道府県に置かれた知財総合支援窓口、弁理士が知財専門家として常駐することとなり、その推薦を日本弁理士会が行うこととなっています。この常駐弁理士制度が適正に運営さ

れるよう支援センターとしては、本会及び各支部と連携しながら、引き続き必要な対応をしていきます。

⑤支援情報及び成果の一元化

支援センターは、日本弁理士会が行う様々な知財支援の中核という側面があります。このセンター機能の原点に立ち返り、機能の充実化を図りたいと考えています。具体的には、6支部をフォローアップするためのシンクタンク機能の充実化や、支援情報及び成果の一元化に対応したいと考えています。

この趣旨に基づき、本年度も、各支部長が出席する地域知財企画調整会議を毎月開催し、各支部からの情報の共有化を図ります。また、従前からの支部サミットも企画実行します。

⑥医療学会等へのセミナー講師および相談員派遣

支援センターでは、今年度より医療学会等に対して、要請に応じて弁理士を派遣し、知的財産に関するセミナーや相談会を開催いたします。

医療機器の開発には、メーカーだけではなく医師が携わるケースがあり、現場の医師から知的財産に関する知識を身につけたいとの要望がありますので、支援センターでは、実務に携わる医師の方々に対し、知的財産の基礎や権利化の際の注意点まで細やかに説明し、医療分野における発明を応援いたします。

3. まとめ

支援センターの支援の有り様は、支部ができることは支部が行うこととし、特に関東支部、近畿支部、東海支部以外の6支部につき、重点的に支援するとするものです。6支部は、その運営を担う会員数を充分確保することが難しく、かつ広域であるといった事情を考慮して各支部が行う知財支援活動に、積極的に協力していきます。

以上



ご挨拶

〈平成30年度 知的財産経営センターの 取り組みについて〉

知的財産経営センター センター長 松浦喜多男

1. 本年度の基本方針

知的財産経営センターは、昨年度、知財経営に関連する各分野での専門性を高め、その知見と情報の相互活用及び一元化を図ることにより、価値評価事業の推進、中小企業支援を有効に行い、産業社会における知財の活用をさらに促進すること、また、会員への情報提供を通じて、コア業務及び周辺業務の充実化支援を図ることを趣旨として、設立されました。

本年度は、下記の通り、昨年度の組織合併に伴う問題点のあぶり出しに基づき、事業整理及び組織整理を行うとともに、上記趣旨に沿った活動を、さらに積極的に展開します。特に、会員への発信力を高めることを重点としています。

知的財産経営センターの取り組みをここにご紹介し、ご挨拶とさせていただきます。日弁所属会派のご協力を宜しくお願い申し上げます。

(1) 組織運営の一層の効率化と、新たな取り組みの活性化

各事業部の関係・連帯を効率的に促進し、これに伴い企業支援の充実化などの新たな取り組みを活性化させます。

(2) 発信型活動の充実

従来、研究事業として完結する傾向にあったものを、研究成果の発信に至るまでを事業内容とし、セミナー、知財経営だより、弁理士フォーラムなどを通じて、会員に積極的に発信します。これにより、会員の業務を支援します。

(3) キャラバン事業の質的拡充

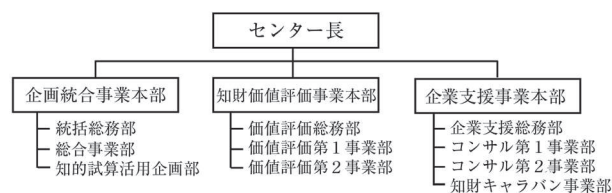
知財経営コンサルティングの普及にかなりの成果

を得たことから、これを次のステップに移行し、企業目線に立った、成果重視の活動に力を置きます。また、キャラバン成果の見える化に注力し、これを会員による知財経営コンサルティングの実践に繋げます。

(4) 知財の活用及び情報収集のための対外活動の活性化。

弁理士の既存の知見のみでは、産業界のニーズに即した知財活用を行うに、限界があります。そこで、様々な外部組織との連携を模索し、必要に応じて情報を会員に提供します。

2. 本年度の知的財産経営センターの組織体制



3. 具体的な事業展開

(1) 価値評価研修の受講対象の拡大

これまで、主に評価人候補者を対象として行ってきた価値評価研修を、今年度から原則として全会員に開放します。これにより、全会員が、価値評価についての様々な知見や情報を取得し易くし、価値評価スキルのボトムアップ化を図ります。また、会員自らが、評価書を自分の顧客に提供できるようになるためのセミナーを企画します。

(2) 知財経営コンサルティング研修の一層の充実

これまで、主に弁理士知財キャラバンの履修支援員を対象とする研修を企画してまいりましたが、今

年度からは、履修支援員となるか否かに拘らず、知財経営コンサルティングに必要な知識やスキルの習得からその実践のための演習までをカバーする体系的な研修プログラムを構築し、その中で特定テーマの研修を受講することで履修支援員としての登録も可能となるようにします。これにより、今年度からは希望するテーマのみでも受講できるようになります。

これらを通じて、会員自らが、業務として知財経営コンサルティングを実践するための環境を整えます。

(3) 会員への弁理士知財キャラバン事業の成果の還元

企業がキャラバン事業の成果を得やすくするため、支援メニューをこちらから提示します。これにより支援を行ったコンサル事例、手法を体系別にまとめるようにし、これを会員に提示します。

また、支援内容を経営センターで検証し、より良いコンサル手法の研究、会員への還元を行えるよう

にするため、支援内容を開示することについて同意いただける方を、優先的に支援することを検討しています。

(4) 既存事業の新たな展開

これまで、経営センターで実施していた下記事業について、会員の業務に活かすための取り組みを行います。

①知的財産価値評価事業

②知財ビジネス評価書作成事業

③知的資産経営報告書作成事業

(5) 知財金融等への取り組み

金融機関と積極的に意見交換し、金融機関の知財に対するニーズ等をヒアリングし、最新の情報を研修で会員に提供するなど、知財金融に積極的に取り組みます。

その他、知財保険など、新たな動きに的確に対応し、必要に応じて、会員に情報提供します。

以上



国際活動センターについて

国際活動センター センター長 本多敬子

1. はじめに

今年度、国際活動センター長を仰せつかりました本多敬子です。三年間、担当役員として国際活動センターに関わらせていただきました。センター長を拝命し、立場の違いによる難しさを感じながら、三年間センター長を務められました大西正悟先生の後、微力ではございますが、センターの皆様の大きなサポートのもと精一杯務めさせていただきたいと思っております。

今年度の国際活動センターは、センター長1名、副センター長11名、センター員93名で組織し、外国情報部、日本情報発信部、国際政策研究部に分かれて活動しております。外国情報部は「アジア・オセアニア部」、「欧州・アフリカ部」および「米州部」に分かれて活動しております。

今年度は、予算の見直しが厳しく行われ、派遣人数を昨年に比べ制限せざるを得ませんでした。センター員の皆様は中でも工夫を凝らしながら委嘱を受けた事業を遂行して下さっております。しかしながら、例えばJPAAとして発言が望まれる国際会議の場では、議論の流れをフォローしながら議事録を作成する作業は一人では困難を極めるため、国際会議の性質その他事業に応じた派遣人数の検証が必要であると感じております。

以下、今年の新たな活動などを中心として紹介します。

2. 国際活動センターの活動

海外の団体・組織との交流は益々活発化する傾向にあり、今年も既に多くの事業が行われました。

(1) 今年度は、EPOから昨年米国で初めて行ったICTセミナーを日本で行いたいとの意向を受け、昨年度よりその準備を行っております。11月6日に開催するため、本稿が掲載される際には終了しているかと思いますが、EPOの審査官に同時通訳を介して直接質問しながらEPOにおいて権利化が難しいとされるICTに関する理解を深めることのできるいい機会ですので、是非多くの皆様にご参加いただけることを期待して準備を進めております。

(2) 4月にはAIPLA派遣団との東京、大阪でのセミナーおよび交流会を行いました。

毎回、会員全体との交流を目的とするレセプションを行っておりますが、昨年より、派遣団に日本らしさを味わっていただくために、ホテルで行っていた東京でのレセプションを居酒屋で行っております。大阪においてもセミナー後、海鮮焼きの風情ある店でレセプションを行いました。担当となられたPGメンバーは店の選定・下見から交渉までご苦勞をお掛けし、その上、東京では予定していた店が直前にクローズし系列店に変更するというハプニングもありましたが、多くの会員にご参加いただき、初めて参加されたAIPLAの会長はじめ派遣団の皆様にご大歓迎いただきました。

また、毎年派遣団来日の機にAIPLAの構成員で構成されているWomen in IPの企画でIPに関わる女性の会も開催いたしました。弁理士だけでなく弁護士・裁判所・学者の皆様が集まり、今年は自己アピールの方法をAIPLAの方々が実演、参加者もグループに分かれて練習しました。世代も職場もバックグラウンドも異なる皆様と交流でき、定められた

時間では足りないほどの盛り上がりでした。

(3) INTAの年次大会には毎年1名JPAAから派遣しており、今年度は商標委員会担当の田辺副会長にご参加いただきました。昨今はINTAの会期中にTM5の中間報告、EUIPOとの会合、JPOのブースのサポートなど参加すべき会合・行事が増え、商標委員会、国際活動センターの多くの皆様にご協力をいただきました。

(4) 昨年、一昨年、米国の都市それぞれ2カ所で、日本の知財の良さをアピールして日本への出願に興味を持ってもらいたいとしてセミナー「Discover IP Japan」をおこないました。このセミナーの際、各地の代理人団体と交流を図ることができましたが、この交流を通じて、JPAAの存在はもとより、権利化が早くなっていること、異議申立の制度があることなどの日本の知財システムそのものが、意外と知られていないことがわかりました。

そこで昨年は、知財に関する権利を所有している企業などが多く集まっている団体であるIPO (IP Owners) の年次大会のアジアンコミティーでプレゼンの機会を得ました。そして今年は、初めての試みとしてIPOの年次大会においてブースを設けました。アジアンコミティーでプレゼンする機会も得ることができ、先方の要望で標準特許に関する特許庁の運用の変更について発表を行い、ブースにおいては、法改正中心に日本の知財について解説したパネルを展示しました。弁理士会の法被も好評で、多くの参加者に立ち寄っていただきました。

(5) 7月には、中華専利代理人協会との交流のため、役員を中心とするメンバーで訪中し、中華専利代理人協会の皆様に向けてのセミナーと意見交換会を行ってまいりました。また、SIPO (国家知識産権局) に訪問する機会を得、副長官と、今年人民

代表会議で可決されたSIPOの再編成につきご説明いただきました。これまで、特許・実新案・意匠と商標、地理的表示は別々に管理されていましたが、これを一元管理する組織に改編されることになり、名称もCNIPA (China National Intellectual Property Administration) に変更されました。

(6) 中華商標協会年次大会には、毎年、会長と国際活動センター、貿易円滑化委員会、商標委員会からの派遣者で構成される派遣団が参加し、年次大会の中で、日中交流会を開催しております。今年は、初めてJPAAが国際交流に貢献したとしてINTAなどと並んで表彰されました。これも難しい時期にあっても何年にもわたって中華商標協会との交流に尽力されてこられた過去の諸先輩方の努力の成果であると感じました。

3. 今後の活動

2月に8回目となりますアジアセミナーをカンボジアで行います。11月には初めてEUIPOの方々が来会され、セミナーを開催して下さる予定です。また、2月にはCIPA (イギリス弁理士会) が来会される予定です。Brexitについての最新の状況などを伺えるものと期待しております。

4. 最後に

知財においても国際的ハーモナイゼーションの流れは進んでおり、年々様々な活動、対応が増えております。このような状況の下、世界の動きをタイムリーに会員の皆様にお伝えして参りたいと思っております。日本弁理士会の先生方には、一層のご指導、ご鞭撻、ご協力を頂けるようお願い申し上げます。

以上



広報センターについて

副センター長 服部 博信

1. はじめに

日本弁理士会広報センターは、知的財産の保護及び弁理士の業務に関する広報活動を、継続的かつ統一的行うことで知的財産制度の発展に寄与することを目的として、平成22年4月に附属機関として設置されました。広報センターでは、主に、新聞、雑誌、ホームページ、会誌、パンフレット等を通じ、知的財産の保護、弁理士の業務、弁理士会の活動に関する広報活動を行っています。平成30年度は、新たに株式会社電通東日本の協力を得て、広報戦略ワーキンググループを立ち上げ、弁理士PRイベント、交通広告、その他の媒体メディアを利用した広告を大々的に行っています。

2. 組織の概要

日本弁理士会広報センターは、企画総務部、第1事業部、第2事業部、第3事業部、会誌編集部という5つの事業部を有しています。また、平成29年度から、ビジネスパーソンにおける弁理士の認知度向上を目指すため、新たに広報戦略ワーキンググループを設立して活動しています。

3. 各事業部及びワーキンググループの概要

(1) 広報企画会議

広報企画会議は、センター長を中心として、副センター長及び各事業部長から構成され、さらに日本弁理士会執行理事会から、広報センター担当副会長、同担当執行理事、会長室長が出席され、広報センターの事業全体の計画と進行状況のチェック、各事業部間の情報共有を図り、広報センターの意思決定

を行っています。

(2) 企画総務部

企画総務部は、公報センターの運営及び活動の企画立案などを行います。他の事業部で扱わない事項の多くを受け持つ事業部です。本年度は企画総務部の部員が各事業部を訪問し、各事業部の活動内容の把握、情報の発掘、外部への発信等を行っています。

(3) 第1事業部

第1事業部では、イベントを活用した広報、紙媒体を利用した広報、例えば、新聞、雑誌への広告掲載、ノベルティグッズの企画・選定・作成、着ぐるみの普及と貸出等を行っています。本年度は弁理士制度120周年に向けた広告デザインの検討も行っています。

(4) 第2事業部

第2事業部では、記者会見、マスコミ対応等、マスメディアを活用した広報を行っています。具体的には、年に十数回の記者会見、記者勉強会、取材の立会い、メールマガジンの発行、小学生向けの職業紹介本であるおしごと年鑑の発行等を行っています。

(5) 第3事業部

第3事業部は、はっぴよん通信の発行、広報誌「パテントアトニー」の発行(季刊)、ウェブ、ホームページを活用した広報を担当しています。昨年度から展開している、弁理士を主人公とした漫画「閃きの番人」は、現在第4



「閃きの番人」

ご挨拶

話まで公開されており、好評を得ています。

<https://www.jpaa.or.jp/comic/>

(6) 会誌編集部

会誌編集部では、日本弁理士会の会誌、月刊「パテント」の編集を行っています。具体的には、パテント誌に掲載する論文・記事の査読、広告の取り扱いの決定、特集の選定と執筆依頼等を行っています。



「月刊パテント」

https://www.jpaa.or.jp/info/monthly_patent/

(7) 広報戦略ワーキンググループ

広報戦略ワーキンググループでは、他士業と比べて弁理士の認知度が低いとする平成29年度同ワーキンググループの調査結果に基づき、平成30年度は、特に20～30代のビジネスパーソンにおける弁理士の認知度向上を目指した広告を、



日本弁理士会広報用ポスター

株式会社電通東日本の協力の下で行っています。具体的には、新しいタグライン「アイデアを、権利に育てる。」を使用して弁理士を再定義し、エンターテインメント性及びユニークさを前面に押し出した新しい広告媒体を作成し、東京メトロ駅構内等における交通広告、ブックカバー広告、広告のための特設サイト設立、弁理士PRの特別イベントの開催等を通じた新たな広告展開を進めています。

<https://www.jpaa.or.jp/idea/>

4. おわりに

日本弁理士会広報センターは、このように新たな広報戦略を携え、弁理士会の活動、弁理士の業務、知的財産の保護を広く認知していただけるよう、日々努力しています。これからも日本弁理士会広報センターが行う広報活動にご協力、ご注目いただければ幸いです。また、日本弁理士会広報センターは、その活動が多岐にわたっており、人材が不足しております。広告・広報という通常の弁理士業務とは全く違った世界を体験できるチャンスであり、また、日本弁理士会全体を俯瞰することができる数少ない機関でもありますので、ご興味があればぜひとも日本弁理士会広報センターにご参加頂き、一緒に活動できればと思っております。皆様の積極的な会務活動へのご参加をお待ちしております。

以上



日本弁理士政治連盟（弁政連）の活動について

日本弁理士政治連盟会長 水野 勝文

1. はじめに

本年度は、平成30年5月23日に、弁理士法の一部改正を含む不正競争防止法等の一部を改正する法律が成立しました。この改正により、データの利活用や標準化に関する業務が弁理士の業務として位置付けられました。

さらに、この法律の成立に当たっては、「本法による弁理士の業務範囲拡大に当たっては、・・・適切な報酬体系となるよう促すこと。」という文言の入った附帯決議が決議されました。

このように、我々弁理士を取り巻く知的財産制度・弁理士制度は、国の政策の下、度々変更を加えられ、追加され、ガイドラインによりコントロールされて、運用されています。

社会的にも知的財産に関する知識が知られるようになり、国家政策の中で触れられることも珍しくなくなり、併せて弁理士についても有り難いことに、上記の例のように、言及される機会が増えているように思われます。例えば、地域支援・中小企業支援といった政策の中でも、「知財経営への取り組みにより」とか「知財活性化」というような文言が入ったり、「弁理士等の専門人材による支援」を促進、と入ったりしています。

従って、我々弁理士も以前にも増して、影響を受ける（良し悪しは別として）政策の変化に着目し注意する必要があると言えます。

看過しては、我々弁理士への影響を十分認識しないままに経過し、後々変化を甘受せざるを得ない事態にもなり兼ねないのです。

2. 平成30年度の活動について

このような問題意識の下、直近の課題としては、

①外国法事務弁護士と日本国弁護士による共同法人を可能とする法改正の問題（弁理士業務をできる日本国弁護士が構成員なので、共同法人としても弁理士業務ができる）

②GI(地理的表示)の申請、品種登録出願など、農林水産省への手続についての弁理士の代理の問題

③東京都議会・区議会・地方議会などの各党からの予算要望ヒアリングへの対応

といった課題があります。

これらの課題に対しても、弁理士の専門的な知見・経験に基づいて貢献できるものと考えていますが、例えば、これらの課題への関わりを通じて畢竟、技術を守り、技術および社会のイノベーション・実装を推進し、我が国の競争力を高めて、国富を増大させることが使命であると考えます。

弁政連の力不足もあって残念ながら、これらの課題や情報を会員の皆様に十分に伝えられていないのではないかと危惧しています。

また、残念ながら、特に地域・地方対応は現状不十分と言わざるを得ません。他の士業においては一般的に、政治連盟の地域会(県単位、市町村単位等)があり、地域における対応を担っています。弁理士も同様の仕組みを検討すべき時期に来ているのではないのでしょうか？

現状を鑑みると、昨今の社会的要請によって、知的財産権制度と弁理士は極めて重要な岐路に立っているように思われてなりません。

3. 弁理士の政治活動

そもそも弁理士資格は、法律の裏付けがあっただけで存在できるのであり、弁理士の業務は弁理士法によって規制されています。数次の弁理士法改正によって、独占業務の一部開放や弁理士試験制度が変更されてきたことは皆さんご存知の通りです。

よって、弁理士業務参入にメリットを感じる他団体が国会議員に働きかけて、我々弁理士が想像もしていなかった方向に法改正が進む可能性も否定できないのです。実際に、そのような動きが過去何度も起きています。

法科大学院の修了者への弁理士資格の付与や商標登録出願の代理業務の他士業への解放など、我々弁理士からすればとても信じられない提案も存在しました。現に平成12年の弁理士法改正では、特許料等の納付や特許原簿等への登録申請といった手続が、弁理士の独占業務から開放され、様々な事業者が参入しています。

このような状況下では、個々の会員がそれぞれの考えを持っていることは勿論ですが、弁理士全体として、国レベルの視点も含めて、知的財産（制度）や弁理士（制度）を切り口に政策提言し、社会に貢献し、弁理士への理解を深めてもらうことが重要と考えています。

弁理士にも政治活動、社会貢献が必要な時代であり、座視すれば大袈裟ではなく、弁理士制度の弱体化・崩壊につながりかねません。

4. 弁政連の存在意義

日本弁理士会は公益特別法人であり、その事業、目的は、弁理士法によって規制されていますので、その活動には自ずと限界があります。自由に政治活動が可能なのわけではありません。そこで、昭和49年、弁理士会の幹旋決議により、日本弁理士政治連盟（弁政連）が設立されました。このような事情は他の士業団体においても同様で、主な士業団体では、日本弁理士政治連盟と同様の政治連盟を設立して政治活動をしています。

弁政連の会員は全員弁理士であり、日本弁理士会と密接に協力しながら活動しています。当然、政策提言等においても、弁理士の専門的知見、中小企業の状況や現場の情報を踏まえた意見など、日本弁理士会の意向が反映されることになるのです。

「政治連盟」というと、特定の政治思想や主義・主張、信条を持った人達の集まりというイメージを持たれるかもしれませんが、しかし、日本弁理士政治連盟はそのような団体とは異なります。広く国会議員をはじめ政策関係者に、弁理士の活動や弁理士としての考え方を説明し、理解を深めてもらうよう継続的に活動している団体です。

5. 弁政連の基本的活動

日本弁理士政治連盟は、上記の通り、日本弁理士会とは別個の独立した団体として設立されていますので、その会費も日本弁理士会の会費とは別になっています。皆様にも年額20,000円の会費の納入のお願いが行っていると思います。

皆様から頂いた会費を活動費として、まずは、弁理士や弁理士制度に理解がある国会議員を増やす活動です。日頃からの付き合いが大事で、得られる情報量が違ってきます。検討されている国の政策との関連での弁理士の存在意義や考え方を説明し、少しでも理解を深めてもらう活動です。

また、具体的な重要法案や政策があれば、担当大臣、副大臣、政務官や担当行政官にも日本弁理士会の考え方や立場を説明し、理解を深めてもらうよう努力をしています。

まずは、広く知的財産（制度）や弁理士（制度）を理解してもらい、弁理士の意見を理解してもらえ、国会議員を増やすことを目指していますので、自由民主党、公明党、立憲民主党、国民民主党、日本維新の会といった特定の政党に偏ることなく、活動しています。

ただ、これらの活動の広さ、深さは、マンパワーとともに活動費の多寡に縛られているのも現実です。

6. 最後に

我々弁理士の政治力は、票、資金、いずれを見ても明らかなように、決して強いとは言えません。しかし、弁理士はその専門性と経験から、社会に貢献できる存在であると信じています。だからこそ、地道な継続した活動によって社会の信頼を得ていく努力が必要だと思えます。

是非、毎月お届けしている弁政連フォーラム、また、弁政連のホームページをご覧頂きまして、その活動にご理解を下さる会員におかれましては、まずは会費の納入によってご支援を頂ければ幸甚です。皆様のご理解とご支援をお願いします。

以上